

通告3番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

- 尾和議員 私は、今回の一般質問について、6点にわたって一般質問を行います。いずれも岩出市民にとっては、非常に重要で大切な課題でありますので、市当局の誠意ある答弁をまず最初に要望しておきたいと思えます。

第1点、岩出市事業所支援給付金事業についてであります。

コロナ感染による中小企業の実態は、まさに最悪な状況であります。日本企業の360万社のうち、一部上場企業は12万社余りで、これらの企業の内部留保は約270兆円と言われております。

しかし、中小零細及び消費者は、消費税10%になり、ますます生活が厳しいものの実態があります。この実態は、我々市民、国民の日々の生活への購買意欲を失わせているのが目に見えて起きております。

岩出市内の資本金10億円以上の大企業のほとんどの中小法人、医療、農業、NPO法人等も厳しい状況に直面をしているのであります。今回の事業所支援給付金事業では、これらの企業の損失を賄えるものではないが、最低限度の給付金ということで理解をしております。

そこで、今回、1番目に、申請窓口についてであります。この件については、相談者がどこの窓口に行けばいいのか、東玄関、北玄関にもどこにも表示がしてなく、とどまっているというのが実態であります。これらについてどのような当初手だてをしてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今日までの申請件数及び給付件数については、実態はどうか。併せて、国の持続化給付金であります。これについても関連がありますので、何件と理解しているのか。

3番目に、対象者への他の団体、他の部署との連携は十分に行われているのかについてお聞きをしたいと思います。

4番目に、個人事業者で店舗が岩出市内にあり、その事業者が岩出市外の方をなぜ除外しているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

- 田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

- 田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、岩出市事業所支援給付金事業について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、申請窓口はどこかについてですが、申請窓口は、岩出市事業部産業

振興課です。なお、今回の給付金申請につきましては、申請窓口での3密を避けるため、事前予約での窓口受付、または郵送での申請受付をしているところがございます。申請窓口などにつきましても、事前予約時にご案内しております。

次に、2点目、申請件数と給付件数はどうかについてですが、令和2年9月10日現在、申請件数は58件、そのうち支払いが完了した給付件数は53件です。また、国の持続化給付金の申請件数等につきましては、令和2年8月31日現在、経済産業省におきまして、全国で給付件数約322万件と公表されていますが、そのうち岩出市内事業者数につきましては公表されていません。

次に、3点目、対象者への他団体、他部署との連携は十分なのかについてですが、岩出市商工会において、事業の周知や交付申請などの相談窓口としてご協力をいただいています。また、岩出市ウェブサイト、市広報での事業周知をはじめ、庁舎、公民館でのポスターの掲示やチラシの配置、市内金融機関等についても事業についての周知の協力依頼を行い、広く事業の周知に努めているところでございます。

次に、4点目、個人事業者で店舗が市内にあり、住所が市外の方はどうしたのかについてですが、岩出市事業所支援給付金について、本市独自支援事業であり、市の予算で執行するものであるため、対象者を岩出市民に限定しました。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 申請窓口の件なんです、そうしますと、この申請窓口については、事前に案内をしているということではありますが、岩出市で該当する事業所に何件そういう案内書を送付したのか、それについてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、国の持続化給付金については、今のご答弁では、岩出市では分からないということではありますが、当然、岩出市の事業所支援給付金については、国の持続化給付金と併給して受けることができないので、窓口においてその確認をしなければならないという作業があると思うんですが、その際、重複してそういう件数が出てくるということは不合理でありますので、当然、岩出市が把握しておかなければならない案件だと思うんですが、これについて再度お聞きをしたいと思えます。

それから、申請の期限については9月30日ということではありますが、この申請に当たっては、確定申告等の税務報告、納税報告を添付をしなければなりません。そういう件から、9月30日以降で申請する場合に、税務署との関係で確定申告が遅れたり、いろんな事情があると思うんですが、その場合はどうなるのか、再度お聞きをしたいと思えます。

それから、岩出市内に事業所があつて、岩出市外の方については、そうしますと、この支援というのは受けられないということになると思うんですが、その逆の場合は、住んでいる事業所で申請が可能なのかどうか、そこら辺のご見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

案内を事業者に送付したのは何件かというご質問であつたと思うんですが、案内は各事業者にはしてございません。あくまでも市のウェブサイト、市広報、チラシ等で周知している状況でございます。

それと、給付につきましては、令和2年9月30日で終了となっております。

それから、国の持続化給付金の件数を把握してないが、チェック体制はどうかということなんですけども、市の事業所支援給付金の要件は、売上減少率30%以上50%未満としておりますので、申請書類のチェックにより、国の持続化給付金の給付要件である売上減少率50%を超えている場合は、市の給付金申請を受け付けておりませんので、チェック体制をしております。

それと、岩出市の事業所が対象とならないのかというご意見だつたと思うんですが、今般のコロナ感染症拡大に対する事業として、岩出市内事業所の支援を目的としていることから、岩出市内に主たる事業所を有していない個人事業者等については対象としてございません。

ご案内の件なんですけども、商工会が独自で、商工会員570件に二度送付してございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、第1回目のときには、申請窓口については、私は岩出市のほうで案内をしたという理解をしているんですが、岩出市では全然しなくて、商工会を通じて指導して、商工会が独自に関係する事業者に案内書を出したという理解でよろしいのか、それについてお聞きをしたいと思ひます。

それから、岩出市内に事業所があり、岩出市外の住所の方、この方が欠落するという、対象外になるということで、ここが非常に問題になっているんですが、そうしますと、住んでいる事業所で申請をすれば受付は可能なのか。その場合も岩出市の事業所申請、ひっくり返して言えば、同じようなことなんですけども、そういう

手続については可能であるということなのか。

それから、9月30日の締切日以降、確定申告等が延期になった場合に、その対象外になるという答弁で、9月30日を締切りにしているということですが、もしそれ以降の受付については、受付をしないという理解でよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えします。

受付については、9月30日をもって終了いたします。

それと、先ほども答弁させてもらったとおり、岩出市内に事業所がない市内に住居する個人事業者は対象となりません。

それから、市の広報につきましても、先ほどご答弁させてもらったとおり、市のウェブサイト、広報紙、それからチラシの配置、それで広報してございます。商工会からは、再度通知をお願いしてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時39分)

再開 (10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問を行います。

今回は、避難所の見直しということで、さきの6月議会において、復興・災害時の避難所の在り方等々について質問させていただきました。その後、台風10号で想定されていた被害予想も少なく、現状では安堵している実態であります。当初から避難指示等々が発令され、関係する市民の皆さんは、事前事前に避難をされておりましたが、度重なる大水害、浸水で、機敏に想定した人が避難所に避難され、入り切れない状況も発生していると。あるいは満杯の掲示がされているというニュースが報道されておりました。人命を守るためには、結果的に、空振りでも市民の皆さんには理解されると思います。

それだけに、今後、市が発令される情報は、重要性が増すことになるかと判断をしております。岩出市では、私たちの土地や地域では、あんな災害が起きないであろう、楽観されるかもしれません。しかし、ここに盲点があると私は考えております。

継続して、現在の避難所運営、今年6月の改定版を含めて質問させていただきます。

まず第1点は、重大災害が想定される際の避難所運営について、その後どのようなきめ細かいことをされてきたのか。

2番目に、障害者や高齢者等の受入れ対応について、どうされようとしているのか。

3番目に、現行の受入れ避難所について、再検討をしてくれているのか。

4番目に、危険地域内の老人施設や指定避難所について、どのような対応をしてくれているのか。

5番目に、紀の川が氾濫した場合の浸水被害対策について、どのようにされるのか。

6番目に、想定される避難所の表示について、私は以前から申し上げておるんですが、市民の啓発を含めて、この地域については浸水される想定を表示しておくべきだと考えておりますが、これらについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 尾和議員ご質問の避難所の見直しの1点目、重大災害が予想される際の避難所運営はどうかについてですが、台風等による大規模な災害の発生が事前に予想できる場合には、あらかじめ職員による配備体制を発令し、公民館や小中学校をはじめとする避難所を開設の上、避難準備、高齢者等避難開始や避難勧告等の避難情報を発令することとしております。また、避難所運営マニュアルにつきましては、和歌山県が作成した市町村避難所運営マニュアル作成モデルの改定に合わせて、避難所運営マニュアルを本年6月に改定し、避難所における感染症対策についての対応を規定しております。

次に、2点目の障害者、高齢者等の受入れ対応はどうかについてですが、各避難所において、避難者受入れの際は、障害のある方や高齢の方をはじめとする要配慮者について、避難スペースの出入口に近い場所への誘導や状況により別室への避難誘導を想定しております。また、市では22か所の避難所のうち8か所を福祉避難所として指定しており、災害や避難の状況に応じ、通常の避難所から福祉避難所とし

ての運営に切り替えることとしております。また、本年9月には、市内の2か所のホテルと大規模災害時等の受入れの協定を締結してございます。

次に、3点目の現行の受入れ避難所について、人員の再検討はどうかについてですが、新型コロナウイルス感染の防止の観点から、現在、1世帯当たりの間隔を確保できるよう、避難所の収容人数を通常よりも減らし運用することとしてございます。

次に、4点目の危険地域内の老人施設や指定避難所についてですが、土砂災害警戒区域や紀の川の浸水想定区域における高齢者施設等をはじめとする要配慮者利用施設については、各施設における利用者の避難を確保するための計画の策定を促すとともに、担当部局とも連携し、計画、策定に係る相談に対応しております。また、紀の川の浸水想定区域内にある避難所については、浸水が発生するおそれのある場合には開設しないなど、災害の状況に応じ、対応することとしております。

次に、5点目の紀の川が氾濫した場合の浸水対策はどうか、6点目の指定される浸水箇所の表示について、一括してお答えいたします。

紀の川の浸水想定区域は、平成31年3月改正の岩出市防災マニュアルに最新版を掲載し、同年4月に広報紙とともに全戸配布を行ったほか、新規転入世帯への窓口での配布、市ウェブサイトでの公開など、広く市民に啓発を実施しており、看板等の設置による表示については考えてございません。浸水想定区域内の住民への啓発については、浸水想定区域内の自主防災組織等の訓練において、危機管理室職員により区域の説明や避難の重要性などについて周知を行うなど、より細やかな対応を進めております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 5点目、紀の川が氾濫した場合の浸水被害対策はどうかについて、通告に従いお答えいたします。

紀の川の岩出市域における浸水被害対策として、岩出頭首工上流部では、平成24年12月5日に策定された紀の川水系河川整備計画に基づき、国土交通省において、平成28年度より岩出狭窄部対策事業を進めています。これは地形上、川幅が狭くなっており、洪水時の流下阻害の要因となっている岩出頭首工付近に拡幅水路の整備を行うとともに、堰上流部の河道掘削を実施するものです。事業が完了しますと、紀の川の水位が約1メートル下がり、堤防の決壊を回避することや本川の水位が下がることにより、樋門などのゲートを閉鎖する時間が短くなるため、堤防の内側からの水、内水の排水が早くなり、浸水被害の軽減につながります。

現在の状況としまして、拡幅水路、河道掘削等、おおむね完了し、取り合わせ工事等の施工を残すのみとなっております、令和2年度末で事業が完了します。

また、下流部の対策としましては、岩出橋付近から中島地区までの間、特に山崎かんがい排水路の放流部付近において、紀の川の増水時に流れの支障となる樹木の繁茂や土砂の堆積が著しかったことから、増水時にも山崎かんがい排水路からの内水を排水できるよう、放流付近の水位を下げる目的として、樹木伐採及び堆積土砂の撤去を国土交通省、和歌山県により実施しています。

樹木伐採につきましては、国土交通省より、平成29年度から実施、さらに平成30年度からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として取り組んでいます。また、堆積土砂の撤去につきましては、国土交通省より和歌山県により、令和元年度から実施しており、樹木伐採、堆積土砂の撤去とも来年度以降も実施すると聞いております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、具体的にお聞きをしたいと思います。まず、避難所の空間配置については、運営マニュアルで整理をされているんですけども、これについて、實際上、いざというときに起こり得る想定されることも含めて、2メートル間隔を確保するということであるんですが、事前に実際訓練されてきているのか。これをまず机上の案であって、實際上、これらの問題について訓練をしてきているのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、避難所の収容人員であります、ホームページで出ている避難所の収容人員であります。岩出市のあいあいセンターについては、収容人員が442名、それから、この避難所、岩出市のあいあいセンターについて、福祉避難所として収容人員が44名、合わせますと530名ぐらいになるんですが、その人員で十分なのかという問題があります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市根来地区公民館、これについてもお聞きをしたいと思います。当初収容人員が141名で、福祉避難所として、ここも41名で、合計182名、それから上岩出地区公民館については、これも合わせて131名、それから紀泉台地区公民館については150名の福祉避難所と兼ねますので185名、それから桜台地区公民館については140名で、福祉避難所の方が入りますと180名になるんですが、こういうような避難所と福祉避難所と合わせて、収容人員として、これが実際に可能なのかどうか。合計しますと、避難施設で、岩出市の場合は中長期避難所として7,200名余り

であります。

この収容人員、今、岩出市には5万3,000人の方がおられますが、7,238名で収容できるのか。それと併せて、ホテルと協定をしているということではありますが、ホテルの収容人員については何名収容できるようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、要支援者の施設であります。今、次長の答弁では、老人施設、それから地区指定施設、危険区域の避難所についてであります。これは岩出市で何か所あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

これをなぜ聞くかということと併せてなんですが、さきの水害で車椅子で移動できない、2階に移動するのも、少なくとも3名から4名の方が協力してやらないと、2階に移動できないということで、15名余りの高齢者、障害者が水死をされているということがありますので、ここについてどうなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、運営マニュアルの中に、私は調べますと、施設を考慮した対策として、冷暖房設備の整備をします。冷暖房器具等の整備を検討するという文言があるんですが、これについてはいつまでに検討結果を出すのか。それから、生鮮食料品の保管場所については、冷蔵施設、器具の整備を検討するということになっておりますが、これについて具体的にどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、簡易入浴施設の確保の問題であります。簡易入浴施設の整備を検討するという文言があります。これについてどうされるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、紀の川の堤防が壊れた場合に、どうするのかという問題であります。紀の川の堤防、破壊と併せて、紀の川に合流している春日川、住吉川、根来川等の対策について、これについてどのような形でしていくのか。特に、住吉川の下流については工事にかかっていると思うんですが、これについては、いつ完成するのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど事業部長のほうから紀の川の狭窄部の完了時期は令和2年度末に完了するというご答弁がありました。この狭窄部の完了によって、少なくとも1メートルの水位が下がるということをおっしゃいましたが、これによっての岩出市の被害想定については、今までの想定より少なくなるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市内の浸水地域、これについては検討しないということでありま



すが、少なくとも、私は岩出市民の日頃の啓発を含めて、この地域は災害が発生した場合、大雨等が発生して、集中豪雨によって浸水するであろうという想定については表示をして、日常的に市民に啓発をしておくということが避難行動につながるわけでありますから、ネットで公開しておくから、それでいいということじゃなくして、この問題については真剣に検討していただきたいと思うんですが、市の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、避難所の空間配置で、事前に訓練をしていたのかということでございます。これにつきましては、各避難所に対し、スターターキットというものを配備しまして、一番最初開設する場合、空間等を空けるために必要な機材をそれぞれ配備してございます。職員についての訓練につきましては、本年度実施するとしてございます。

次に、収容人数ですが、これにつきましては、全体としまして、もともと見直し前と後でございますが、見直し前で、全体で8,266人、見直し後は6,840人となっております。この減少につきましては、ご存じのように、新型コロナウイルス感染症対策としまして、1人当たり、今まで3.5平米で見ておったものを4平方メートルとしたことによる減少でございます。これで全て賄えるのかということですが、これにつきましては、7月号の広報と同時配布させていただきました、災害時の避難についてということで、まず避難所の密集を避けるために、親戚、友人、知人宅などへ避難することも事前に考えてくださいということで、全て全てが市の避難所で対応できるものとは考えてございません。

また、ホテルにつきましても、2か所としてございますが、そのホテルの経営もございますので、その時点での空き部屋、そこを利用させていただくということで、協定を結んでございます。

あと、冷房等につきましては、現在、小学校で冷暖房が完備してございますので、それはできているものと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

紀の川に流れ込む春日川、根来川、住吉川の改修についてですけれども、春日川に

つきましては、岩出市の整備は完了してございます。根来川につきましても、現在、川尻地区で改修工事を実施していただいております。川尻の後明橋から旧県道泉佐野岩出線の岩出新橋の間を整備しているところでございます。

それと、住吉川につきましても、紀の川水系紀泉圏域河川整備計画というのを平成26年に和歌山県が制定してございます。根来川、住吉川共に、整備完了予定は令和16年度完了予定と聞いております。

それから、紀の川の狭窄部対策事業で、水位が1メートル下がることによって、被害の軽減効果ということなんですけども、1メートル下がることによって、山崎樋門、岡田樋門等々、古戸川樋門と樋門があるんですけども、その閉鎖時間が短くなることによって、内水が排水できると考えています。

それで、効果というのにつきましては、紀の川に流れる水量、岩出市内に降る雨の量によって、一概に何軒がどうのこうのとかいう想定はしてございません。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 失礼いたしました。1点、答弁が漏れてございました。表示の件です。これにつきまして、市民に日常的の意識づけということで、これにつきましては、市としましては、マニュアルの配布、これが一番でございまして、防災マニュアルの最新版、これを平成31年4月広報とともに全戸配布したということで、あとはウェブサイト等でしてございます。これにつきましては、一人一人の個人の意識、これが非常に大切だと思っておりますので、防災マニュアルを生かしていただけたらと考えてございます。

あと、冷蔵器具、これにつきましては、現在のところはまだ検討しているところでございます。

簡易入浴につきましては、市内の状況もございしますが、大きくなった場合は自衛隊等の協力も要請をしなければ、市としての対応はできないものと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にありました要支援施設の数なんですけども、指定地域密着型サービス事業所、それと軽費老人ホーム、それから有料老人ホーム、それからサービス付高齢者向け住宅、合わせまして27の施設が老人施設として、要支援者の施設が市内に存在しております。

以上です。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

車椅子での移動についてということで、各施設とも介護保険の施設になりますので、車椅子の移動は可能となりますが、議員のおっしゃった2階に移動するとかという部分につきましては、基本的には、2階に移動はできるようにはなっていますが、もし電気等に停電が起こった場合等もございますが、各介護施設等につきましては、非常災害対策計画の策定や避難確保、土砂災害防止法及び水防法に基づく、要配慮者利用施設と位置づけられている介護保険施設等につきましては、避難確保計画の作成が義務づけられておまして、そういう非常災害等の想定をして、各事業所のほうは計画を立てて、検討していると聞いております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 議長、危険区域内のそういう老人施設は、部長は27か所と言われました。そのうち何か所が危険が想定される老人施設になっているのか、つかんでおられるんですか。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 危険区域内の施設としまして、介護保険施設としましては、入所できる施設としては8施設でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 実は、私は、特に問題にしているのは、今ご答弁のあった危険区域内の老人施設、浸水災害が発生した場合、2階にも上がれない、外にも出られない、そういう危険性があるということでもありますので、そういう人たちをいかにして救うのかという問題が発生していると思うんですよね。

だから、これについては市の管轄で8施設あるということですが、その各施設は、いつまでにその計画を出されるのか。岩出市としてそれをつかんでおられるのか。岩出市としても、それらの施設について、指導監督なり、助言なりをする考えがあるのかどうか、これについて再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、指定の避難所なんですけど、危険のある指定避難所、これについては何か所なのか、それについてどうするのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市の狭窄部なんですけど、岩出市の右岸で破堤した場合に、かなり広い範囲で浸水すると、国土交通省、岩出施設のホームページに出ているんですけど、もしこれが発生した場合に、どうするのか、具体的な対策というのはされてきているのか。この想定に対してどうするのかということをお聞きをしておきたいと思

ます。

それから障害者、それから高齢者、それ以外にも内部障害のある方、知識障害、発達障害、精神障害、それから難病患者、人工透析の患者に対する問題、これらの様々な避難で起き得る事態に対して、岩出市は具体的にどうされるのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 まず、危険区域内にある避難所ですけども、これにつきましては、一時避難所も合わせまして、3か所となっております。こういう危険な場所、浸水するおそれがある場合は開設せずに、ほかの避難所へ行っていただくということになります。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

まず最初に、先ほど8施設とお答えしましたが、7施設に訂正をお願いいたします。

各施設につきましては、市としましては、災害時の対応については、周知啓発に努めており、市の指定事業者における計画の整備状況を把握し、災害時の早期の避難が行われるよう、県や市の防災部局と連携し、災害に備えた適切な計画策定、また策定している場合でも、常時見直し等をしていただけるように指導を行っております。

障害者、高齢者等の要支援の必要な方につきましては、災害時における要援護者支援事業におきまして、必要な場合の方は事前に登録をいただくとともに、必要な方につきましては個別支援計画を作成し、起こった場合にどのように避難していくかとかという計画を一緒に考えて作成しているところです。

計画がいつまでというご質問に対しましては、非常災害対策計画につきましては、どの事業所も全部作成している状況です。避難確保計画につきましては、できているところもあれば、まだちょっと検討というところにつきましては、早急に計画策定を仕上げるようにということで指導しております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再々質問の人工透析の難病患者の方などの対応ということなんですけども、広く障害者、高齢者の方々については、きめ細かい対応が必要ですので、福祉避難所では要配慮者のうち、寝たきりなど、避難所での生活が困難である

方については、本人の状態や希望を確認の上、医療機関への緊急入院あるいは協定を締結している福祉施設へ避難することになります。

福祉避難所には、要配慮者のニーズ把握や心のケアなどに対応するため、生活相談員の配置、また障害の状況に応じ、例えば、聴覚障害の方であれば、各避難所にばらばらでいるのではなく、聴覚障害者同士でコミュニケーションを図れるよう、また手話通訳者も適切に配置できるなど、あらかじめ障害種別ごとに受け入れる福祉避難所を決めておくなどの対応等を考えております。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 紀の川右岸が破堤したときの対策につきましては、現在、国交省で進めている事業もございます。今年度完成ということになってございます。また、平常時としましては、防災マニュアル、これによって、一人一人が確認していただいて、逃げ遅れのないように、今までテレビでよく言われていますが、自分は安心だ、そういう意識がないように、今後も意思づけを行っていきいたと思っています。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。コロナウイルス感染症禍の中で、大学生への支援についてであります。

今年度、市民の中から大学に入学したお母さんの声として、4月から大学に入学し、通学できると思っていましたが、一度も大学に行っていません。大阪の大学ですが、通学に時間がかかり、下宿するため部屋も借りていました。コロナの中で、借りたままで家賃代がかかり、少しでも足しに思い、大学の近くでアルバイトをしようとしていましたが、それもままならず、授業はスマートであり、友達もできない。不安でいっぱいであります。

また、ある祖母の皆さんは、いつまでこの状態が続くのでしょうかということで大変不安に駆られております。ある大学では、コロナのためにオンライン授業を実施したり、モニターでやっておるということではありますが、各大学それぞれが一律にやっているのではなく、非常にばらつきが発生をしてくしております。

この大学生に対して、岩出市としてこの支援をしていくということができないであろうかと。文科省もいろいろな手を打っておりますが、現状では不十分ではないだろうかと思うのであります。感染症、コロナ禍でありますけども、新聞紙上で流れているニュースによりますと、この大学生に対して、物心両面の支援をしている

ということも報道として流れております。

そこで、岩出市出身者及び岩出市から通学している大学生は何人とつかんでいるのか。また、岩出市として、具体的にこれらの大学生に対して支援することはしないのか。大学生を持つ世帯の支援について考えられないのかという問題であります。市の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 1点目、2点目、一括してお答えいたします。

岩出市出身の大学生及び岩出市から通学している大学生の正確な人数については、市では把握できません。

また、支援につきましては、国において学びの継続のため、学生支援緊急給付金が創設されてございます。県内で独自に大学生支援を実施している自治体があることも認識しておりますが、岩出市としましては、大学生や大学生を持つ世帯に限定した支援策ではなく、全ての市民、世帯を対象とした支援策として、水道基本料金の免除や事業所支援給付金やプレミアム付商品券事業等を実施しているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今お聞きしますと、大学生並びに世帯に対しては、特定して、岩出市としては何らも支援はしないということであります。これは、私は非常に疑義に感じるんですが、岩出市を将来担う大学生、若い青年をこの際、他市の地方自治体と同様にせよとは言いませんが、少なくとも岩出市の特産品であるお米とか野菜等、申出を募って、金額的には3,000円から5,000円ぐらいのものを支給するという考え方もあっていいのではないだろうか。青年のときに、岩出市のほうからこういう支援があったということは、その人たちにとっては、将来にわたって記憶に残ることです。ですから、岩出市としても将来プラスになる支援ではないだろうかと思うんですが、再度、今の部長の答弁では、全て行わないと、特定したものではないということですが、考えを変えることはないのかどうか、これらについて答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

大学生であるかどうか、これ把握できない以上、公平な支援はできないということでございます。高校を卒業して専門学校や専修学校等、いろいろと進路を取っているという中で、大学生のみを対象とした支援というものについては、公平性を欠くと考えますので、大学生に特化した支援ではなく、全世帯を対象とした支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 私は大学生に特化したという表現は使っているんですが、今言われたように、専門学校とか、そういう形で行っている学生の皆さんも対象に含めてという意味合いがあるんですが、今の答弁では、何ら支援しないということは非常に残念であります。これについては、これで質問を終わります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 感染症、コロナに対する差別の問題であります。

新型コロナウイルスの感染が広がって、全国的に誤解や偏見による感染者、医療関係者、その家族や事業所などへの誹謗中傷をはじめ差別的な対応といった人権侵害が増加していると言われております。県のほうも、これらの問題を踏まえて、対策をしておりますが、さらにSNS上でも、それに類するいわれない言動が事象として現れております。

この新型コロナウイルス感染症は、私たち誰でも感染のリスクがあるわけであり、差別や偏見、いじめ、心ない書き込みなど、絶対に許してはならないと私は考えております。

当然、このような差別行動は許されるものではありません。一人一人が日常的に個人の人権を侵さない、また多数の優位性を盾に、人権侵害につながることはないよう、法的機関は正確な情報に基づいた冷静な行動をすべきであります。

そこで、私は差別意識について、4点にわたって質問します。市の答弁を求めたいと思います。

まず第1点は、コロナ感染者に対する差別をなくすため、市としてどのような取組をされているのか。

2番目に、岩出市内及び那賀保健所管内での感染者は、今日までに何人発生しているのか。

また、受け入れる病院はどこなのか。受け入れた病院はどこなのか。

それから、今後、第2波、第3波あるいはインフルエンザ等絡んで、このウイルスによる感染が拡大した場合、受入れ体制というのは十分なのか、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の4番目、コロナ差別についてお答えいたします。

まず、1点目のコロナ感染者に対する差別をなくす取組につきましても、新型コロナウイルスは病気ではありますが、未知なウイルスで分からないことが多いため、病気に対する不安やおそれが生まれ、この不安やおそれが偏見や差別を生み出していると言われていています。

全国的に、新型コロナウイルスに感染した人などへの差別や誹謗中傷が問題になっている中、国では感染者などへの偏見、差別とプライバシーに関するワーキンググループが設置され、感染者や医療・介護従事者やその家族などへの偏見、差別等の実態把握を行い、それらを参考に、相談窓口や啓発の在り方について取りまとめ、自治体等の積極的な取組につなげるとされております。

市におきましても、これまで新型コロナウイルスに関する様々な情報に惑わされず、正しい情報に基づいた冷静な判断の下、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って行動いただくため、市広報やウェブサイト、各公民館等へのポスター掲示などにより、啓発を行ってまいりました。また、7月には市民の皆様に対し、常に人権意識を持った行動を呼びかける市長メッセージをウェブサイトに発出いたしました。11月には人権を考える強調月間に合わせ、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見に関するリーフレットを全戸配布する予定となっております。

本市での差別の状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談につきましても、現在のところございません。もし相談があった場合は、相談内容に応じて助言を行う、あるいは関係機関につなぐ、または連携するなど、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後も差別防止等に向け、引き続き啓発を実施してまいります。

次に、2点目の岩出市民のコロナ感染者は、現在何人発生しているのかについては、県は保健所ごとの感染者数は公表しておりますが、市町村ごとの感染者数は公表しておりませんので、お答えできません。



なお、昨日の9月13日現在、岩出市保健所管内では27人と聞いております。

また、PCR検査で陽性と判明した場合は、その方の濃厚接触者を特定し、PCR検査を行っているとのこと。

なお、感染者を特定するような個人情報に関する内容についても、県は原則公表しておりませんので、お答えできません。

次に、3点目の受入病院はどこかについてですが、県の指定している第二種感染症指定医療機関を中心に、協力病院も含めて、入院患者の受入れを行っているとのこと。また、病床数については、各病院に対し、増床を要請しているとのこと。

最後に、4点目の感染拡大時の受入れは十分なのかについてですが、これまで県内での新型コロナウイルス感染者の入院に関しては、病床の確保ができております。また、今後も協力病院にもお願いし、病床確保に努めるとのこと。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 感染者の問題であります。那賀管内、那賀保健所内では27名と。具体的に、新聞で那賀消防署で感染者が発生をしたということで、那賀保健所内だと思っておりますが、いずれにしても、私たちは感染者に対する偏見や差別、ここをどのようにクリアしていくかということが求められておると思うんですね。

踏まれた足は痛い。踏んだ人は痛くないと一般的に言われるんですが、踏まれた人の立場に立って、この差別事象を解消していくということが非常に大切なことであらうと思うのであります。

今後もこれらの感染症、コロナウイルスに対して正しい認識と理解を深めて、お互いに協力し合っというこの体制を一日も早くつくっていただきたいと。相談がないから岩出市では今のところ何もしてないというような感じに取れないこともないんですが、これらの問題について真剣に考えていただきたい。

それから、受入病院についてですが、那賀病院で4床あるということで、那賀病院が指定感染症用の1つの病院だろうと思うんですが、これから冬場にかけて、クラスターなり集団感染なり、こういう事態になった場合に、協力病院との連携というのは非常に大切だと思うんですね。想定されるシミュレーションを組んで、事前事前に対応するという取組が求められると思うんですが、これについて、岩出市ではどうするのか。

それから、補正予算で何か予備費で1兆3,000億円というような金額で、和歌山

県下で400床を確保するという方針が、県のホームページや国の方針で出ております。この400床というのは、現実的に確保されるのかどうか。岩出市民として非常に関心があるところでありますので、これらについて、岩出市が持っている情報についてお聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 事前の取組どうするのかということなんですけども、県内で、岩出保健所に確認したところ、感染者の病床の確保数については、県内で最大で200床程度を確保しているということは、情報は把握しておるんですけども、事前に市として取り組むということについては、現段階ではちょっと考えてはおりません。

あと、もう1点、補正予算で400床ということで、県のほうで、今、議会審議されているところなんですけども、第二種指定機関である那賀病院につきましても、県から増床の要請はされていて、那賀病院は承諾はしているということは聞いています。しかし、具体的な病床数については公表はされてはおりません。

もし現在の病床数で不足する場合は、どうなるのかということも気になるところなんですけども、これまで和歌山県では、感染防止の観点から、PCR検査で陽性の判定が出た全ての方に入院をしていただいております。そういう対応しておりますが、国からの通知では、無症状の方は自宅療養でよいとされていて、県としては、現在の方針で、国とは違う方針を進めていきたいというふうに考えているというようなことは聞いてはおります。

ただ、万一病床が不足する事態となったときは、国よりも手厚い対応をしておりますので、万一ベッドが少ない、足りないような状態になった場合は、まず重篤者の方を優先して入院させ、その次に有症状者の順で、地域ではなく、県全体で入院していただくこととなるということを聞いております。また、場合によっては、無症状の方については、自宅で療養していただくことになるということも聞いております。

すみません。差別発生の取組についてということで、実績は今のところはないんですけども、もしそういう相談があった場合の対応方法なんですけども、新型コロナウイルス感染症に限らず、市に人権の相談があった場合には、人権擁護委員や人権啓発推進指導員、それから担当職員などがお話を伺いして、相談に対する助言を行ったり、相談内容によっては関係機関につなぐ場合もあり、関係機関と連携して対

応する場合もあります。

さらに必要に応じて、関係者の聞き取りなどの調査を行う場合もあります。状況に応じ、法律上の助言を行う場合もあれば、当事者間の調整を行う場合、関係者などに人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行う場合もあります。また、インターネット上の書き込みなどであれば、状況を確認した上で、法務局を通じ、サイト管理者などに対して削除依頼を行うこととなります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。PCR検査、コロナウイルス感染において、これは非常に重要な問題でありまして、軽傷者、無症状者について、自宅待機だと、これを考えているということなのですが、東大の教授で児玉先生というのが、最近、国会でも参考人で答弁されているんですが、一番問題なのは、無症状でコロナ感染しているという人がいろんなところに行動して、そこから感染をするということが、今問題になっているわけでありまして。

そういう人たちをどのようにつかんで対応していくか、これが最大のポイントだと。コロナ感染をストップする最大のポイントになるということをおっしゃっていました。これについて、岩出市では、そういう立場に立つのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

質問内容としましては、無症状者がコロナを感染させていると、そういう対策を市としてどう考えているかということですが、感染症につきましては、基本的には管轄は県になっておりまして、県のほうで、先ほど部長も答弁しましたように、基本的に無症状者も入院させるというのが、今現在の県の方針でございます。

市としましては、県の方針に沿って、協力できるところは協力していきたいというふうに考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時57分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

過日、上岩出神社周辺の方からご連絡があり、宮池の道路に関して、工事を始めているが長らくストップしていますと。いつになったら始めるのでしょうか。私に連絡がありまして、現地を確認しに行きますと、そのとおりでありました。当然様々な事情により進んでないと察しておりますが、工事の放置はすべきではありません。少なくとも循環道路である道路の施工については、速やかに工事に入ることだと思います。

臨時議会において、このことが議論され、予算が通過をしたということは、後から知ることになったんですが、そこで、この道路の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、何か買収されていない箇所があるのかどうか。この道路の完成時期はいつなのかについて、ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の5番目、市道の工事について、通告に従い、一括してお答えいたします。

質問の場所で施工しています道路工事につきましては、事業部の主要施策、重点事業に掲げております生活道路環状化事業として、幹線道路につながる双方向の道を整備し、道路を環状化することで、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時の車両通行の円滑化を目的として整備する市道北大池6号線新設改良事業です。施工内容につきましては、上岩出神社から南へ約200メートル付近から県道粉河加太線のみたに整形外科、西交差点から北へ約400メートル行った市道北大池3号線の端部までの総延長350メートル、車道幅員5メートル、総幅員5.8メートルの道路を新設いたします。

進捗状況としまして、本事業は、平成29年度に事業着手、同年、測量設計業務を実施し、平成30年度で用地取得、令和元年度で用地取得が完了し、一部区間100メートルの改良工事が完了しております。

当初の完了予定は、市単独事業として令和5年度としておりましたが、本年8月

の臨時議会で可決いただいた補正予算により、避難所整備、空調設備等の機能強化と併せて実施する避難経路の整備を図る防災機能の強化、公共事業実施による地域経済の活性化を図ることができるものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となったことから、大幅な工期短縮も可能となり、残りの250メートルを本年度完了目指して取り組んでおります。

なお、今回の補助事業に採択されたことにより、全額交付金で事業実施できることから、施政方針の1つであります自主財源の確保を担えることとなります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、道路に関しては、全て工事に着手できると。買収等についても全て完了しているという理解でよろしいでしょうか。

それと併せて、3号道路に接続するということではありますが、あそこの進入道路のどこから右に曲がって接続するということだと思っておりますけれども、あそこら辺の幅員については十分賄い切れるというように、市としては考えておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

先ほど答弁させてもらったとおり、用地取得が完了してございます。工事につきましても、今年度完成を目指して取り組んでまいります。

それから、北大池3号線の幅員と同じでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 最後になりますが、これは6月議会でちょっと所要時間が不足したため、再度の質問にさせていただきたいと思っております。今回、孤独死、自死への本市の対策についてであります。

この孤独死については、大阪府警が、昨年1年間に事件性がない屋内で死亡し、死後2日以上経過して見つかった自殺者を含む独居者2,996人を調査した。その結果は、10代から20代、30代、40代、50代、60代、70代ということで、70代は最も多

く1,029人、それから80代が572人、90代以上の人が98人ということで、亡くなられて死後1か月以上たつて見つかったというご遺体が382遺体あったと。そのうち男性が321人、女性に比べて5倍以上、男性のほうが孤独死で亡くなって、1か月以上分からない、そういう状態の中で亡くなられておるということであります。

もちろんいろいろな事情で孤独死というのが発生しておるんですが、40代については非正規雇用の社員が多く、そういう実態にあります。50代はリストラ対象になるケースがあったと言われております。

私たちは、孤独死をいかに少なくしていくのかということが問われていると、私は思っております。生活環境や栄養状態が悪化しているにもかかわらず、周囲に助けを求める気力すらない状態で自殺あるいは孤独死、こういうことが起きていると判断をしております。

大阪府警は、2019年の1年間に事件性がない屋内で死亡したこれらの遺体を調査をして、働き盛りの人を含めて18.4%に上ると言われておりますが、こういうことのないようにしていくために、どうしていくのかということでもあります。独り暮らしの人が在宅で誰にもみとられずに亡くなるのが43.2%、4割近くの方がそういう状態にあるということでもあります。

そこで、今日起きているコロナの孤独死あるいは自殺等々に関して、どうしていくのかということではありますが、その中で質問をさせていただきたいと思っております。

質問は、事前の通告でやっておりますので、岩出市において孤独死・自死の件数について5年間、それから、高齢者等のリスク対策、それから、法定相続人がない場合の納税の在り方、ここら辺についてご質問をさせていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員のご質問の孤独死・自死への本市の対策はどうかの1点目、岩出市における孤独死・自死の過去5年間の件数はどうかについてお答えいたします。

岩出市における孤独死の件数につきましては、孤独死には法律上の明確な定義がないため、実数把握はできておりません。自死につきましては、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によりますと、住居地が岩出市の方においては、平成27年、8名、平成28年、5名、平成29年、9名、平成30年、6名、令和元年、7名の方がお亡くなりになられています。

2点目の死亡40代、50代世代のリスク及び対策はどうかにつきましては、自殺で亡くなられた方のうち、40代、50代の方の割合は約4割となります。40代、50代の方の自殺を含め、その多くが健康や家庭の問題をはじめ、経済や生活の問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死とされています。

本市におきましては、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない岩出市を目指して、岩出市自殺対策計画を策定しており、本計画に基づき自殺対策を進めているところです。自殺対策は、保険、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携が図られ、住民の暮らしの場を原点としつつ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進していく必要があると考えています。そのためにも、まずは市民一人一人が自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情について、正しい理解を深め、危機に至った場合には誰かに助けを求めるといったことが適切であるという共通認識を持っていただけるよう啓発に努めているところです。

具体的には、毎年9月10日から16日の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に集中的に啓発活動を行っています。広報紙に啓発記事を掲載、公共施設にのぼり旗の掲揚、自殺予防週間中は地域福祉課窓口に啓発コーナーを設置し、啓発物資やチラシの配布などを行っています。また、行政機関や専門機関を一括して掲載した生きる支援総合窓口一覧の配布や厚生労働省のウェブサイトにある悩み相談窓口の紹介等の周知も行っています。

今後は、各種相談窓口のさらなる周知、啓発に努めていくとともに、関係機関との連携、協働を行い、適切な支援につなげていきたいと考えています。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 次に、尾和議員ご質問の3点目、4点目、これ通告に従い、一括してお答えいたします。

法定相続人不存在のときはどうなるのか。また、税の不納付処理はどうしているのかについてですが、孤独死・自死の方の法定相続人が戸籍簿等での調査や裁判所での相続放棄の調査を行った結果、相続財産管理人も選任されず、相続人不存在の場合は、滞納処分の執行停止を行い、不納付欠損処分といたします。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 一応、部長のほうから死亡者、自死の数字が出されたんですが、岩出市

の死亡原因の構成と死亡のところのホームページなんですけど、岩出市では自殺された方が38名、統計上、2012年から14年のデータなんですけども、今言われたのは、ちょっと新しい数字なんで、これと比較してどうなのかなと思うんですが、減少しているのか、それとも増えているのか、この時期から、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、自殺対策については、和歌山県が自殺対策計画というのを平成30年に策定して進めておるんですけども、いわゆる全国的に見て、和歌山県の10万人当たりの自殺率は21.2%、全国平均が16.1%ですから、全国最悪の実態になっておるといことで、県としても、この問題に積極的に取り組むという現れであろうと思うんですが、これを受けて、各市町村自治体、これの手だてを岩出市においては和歌山県の対策と連動して、具体的にどういうことをやっているのか。今ではのぼりを立てるとか、ホームページとかというようなことを言われるんですが、實際上、これは市民と市民の間の希薄化によって孤立をしているという老人が非常に増えてきておると。そういう実態の中で、これをどのように改善するのか。

従来は長屋という制度があって、井戸端会議とか、そういう形で、隣近所との連携なり、話合いとか、いろいろな様々なことが話題に上って、いざというときには、お互いに力を合わせてというような状況があったと思うんですけども、今日、1軒の建て住まいによって、地域との交流が非常に欠けていると言われている中で、そこら辺はどのようにしていくのか。我々の課題でもありますし、岩出市の課題でもあろうと思うんですが、そこら辺について再度お聞きをしたいと思います。

それから、法定相続人の問題ですが、孤独死されますと、法定相続人を割り出していくのに非常に時間がかかりますし、法定相続人がゼロの場合は、国庫にその全ての財産が渡るとい状況にあります。債務、債権があった場合に、財産管理人を選任して、その財産管理人が処分をして、必要な債務を払った残りをまた国のほうに収めるという手続になろうと思うんですが、そういう件数は岩出市において、今まであったのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質問についてお答えいたします。

今まで財産管理人を選定して、余ったら納めるというようなケースがあったかどうかということですが、岩出市においては、今までそのようなケースはございません。



○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問のまず1点目の2012年から2014年の自殺者が38名、これが多く、現状と比べてどういう増減になっているのかということなんですけども、平成24年から平成26年の3年間の個別の数字というのは、ちょっと今手元にはないんですけども、単純に3で割りますと、1年当たり12人ずつぐらいということで、現時点では、それぞれ平成27年以降は1桁台、多いときで9人、少ない年で5人ということで、減少傾向にあるというふうには理解できるとは思います。

2点目の自殺について、地域の交流が少ないから、そういうふうなことが起こっているのではないかということなんですけども、まず、自殺と孤独死、2種類あるとは思いますが、自殺につきましては、40代、50代の自殺の背景には、一般的には不安定な雇用形態やリストラ、あるいは社会的な孤立などの影響があると言われておりまして、岩出市では経済的な理由などにより、生活に困り事や不安を抱えている方に対する支援策として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業を実施しておりまして、ウェブサイトや広報で相談窓口の周知を図っております。

また、生活に困窮される方が速やかに相談窓口につながるよう、生活福祉部各課のみだけでなく、市が徴収する税や各種料金などの担当課とも連携を深め、生活困窮の対象者の把握に努めているところです。

今後も関係各課、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な方の把握に努めてまいります。

また、自殺ではないんですけども、孤独死されている方につきましては、その対策についてなんですけども、孤独死は孤立が生み出す問題であると言われており、65歳以上の高齢者に多く、少子高齢化の進展により、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、今後も増加していくことが懸念されております。しかしながら、若い世代にも孤独死の事例はあることから、孤独死の問題を考えていくことは大切であると認識しております。

地域で孤立しやすい高齢者や障害のある方などを自治会や民生委員・児童委員をはじめ、民間事業者等と連携を図りながら、重層的に見守る体制があれば、少しでも防ぐことができると考えます。

本市におきましては、民生委員・児童委員等と連携するとともに、民間事業者との見守り協定を締結し、地域での見守りを行っているところです。もし孤独死となった場合であっても、地域での見守りがあれば長期間発見されなかったということ

を避けることができます。

今後も引き続き地域での見守り体制の強化に努めてまいります。

自殺に対する県との連携についてですけれども、県の計画に従って、連携しながら対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、部長が県の方針に従ってということですが、県の計画期間、併せて数値の目標についてはどのように理解をされているのか。これを達成するために何をすべきかということなんですが、ここら辺についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

県の数値のほうは、現在、資料等持ち合わせがございませんが、市としましては、自殺自体は市民一人一人が自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があり、その原因というのは、いろいろ様々なものがあると考えています。保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携が図られ、住民の暮らしの場を原点としつつ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進していく必要があると考えております。

誰でも自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということ認識し、危機に至った人の心情について正しい理解を深め、危機に至った場合には誰かに援助を求めるといったことが適切であるという共通認識を持っていただけるよう、市としましては、自殺予防の対応について、市民の皆様にも周知、啓発に努めているところであります。今後もさらなる周知、啓発、また各種相談窓口にも対応するという事で、県と協力しながら適切な支援につなげていきたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。